

保医発0407第2号  
平成27年4月7日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、下記の保険医療機関において、平成27年3月22日に提出すべき平成26年4月から12月分の再照会に係るデータの提出に遅延等が認められたため、平成27年5月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

記

保険医療機関名	適用期間
北海道札幌市南区川沿2条1丁目2番54号 医療法人為久会札幌共立五輪橋病院	平成27年5月1日から 平成27年5月31日まで
北海道札幌市西区二十四軒4条3丁目4番26号 医療法人札幌第一病院	
青森県青森市新町2丁目1-13 村上新町病院	
宮城県大崎市古川駅東2丁目11-14 公益財団法人宮城厚生協会古川民主病院	
東京都中野区江古田3-15-2 医療法人財団健貢会総合東京病院	
神奈川県鎌倉市笛田2-2-60 医療法人湘和会湘南記念病院	



保険医療機関名	適用期間
三重県松阪市殿町1550番地 松阪市民病院	平成27年5月1日から 平成27年5月31日まで
大阪府堺市東区北野田626番地 社会医療法人頌徳会日野病院	
兵庫県神戸市東灘区本山中町4丁目1番8号 医療法人明倫会宮地病院	
兵庫県明石市大久保町八木743-33 社会医療法人明石医療センター	
兵庫県姫路市書写台2丁目28 医療法人財団清良会書写病院	
和歌山県紀の川市貴志川町丸柄1423-3 医療法人三車会貴志川リハビリテーション病院	
岡山県笠岡市笠岡5102-14 医療法人緑十字会笠岡中央病院	
香川県丸亀市津森町219番地 麻田総合病院	
福岡県宮若市本城1636番地 医療法人相生会宮田病院	
佐賀県伊万里市二里町八谷搦88-4 山元記念病院	
鹿児島県鹿児島市谷山中央7丁目3番1号 医療法人一誠会三宅病院	
鹿児島県鹿児島市西別府町1799番地 医療法人春風会田上記念病院	